

気象観測装置保守点検業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）がこれを受託する者（以下「乙」という。）に委託する気象観測装置（以下「機器」という。）の保守点検業務（以下「本業務」という。）内容について必要な事項を定めるものである。

2 保守点検機器

(1) EPZ局

ア 気象計一式

富岡町富岡局、大熊町大野局（計2局）

機器名	型番	製造会社	台数
風向風速計	WS-BN6H	ANEOS(株)	1台/局
感雨計	NS-131	ANEOS(株)	1台/局
温度計	TS-801C-1	ANEOS(株)	1台/局
湿度計	HS-501	ANEOS(株)	1台/局
雨量計	RS-222A-1	ANEOS(株)	1台/局
日射計	MS-402F	ANEOS(株)	1台/局
気圧計※1	BS-800	ANEOS(株)	1台/局
放射収支計	MF-11	ANEOS(株)	1台/局
記録器	DX2010-3-4-1	横河電機(株)	1台/局

※1 大野局のみ

イ 風向風速計

大熊町夫沢局、浪江町幾世橋局（計2局）

機器名	型番	製造会社	台数
風向風速計	WS-BN6H	ANEOS(株)	1台/局
感雨計	NS-131	ANEOS(株)	1台/局
記録器※1	DX2020-3-4-1	横河電機(株)	1台/局

※1 幾世橋局のみ

ウ 感雨計

広野町二ツ沼局、檜葉町山田岡局、檜葉町松館局、檜葉町波倉局、富岡町上郡山局、富岡町下郡山局、富岡町夜の森局、大熊町向畑局、大熊町南台局、双葉町山田局、双葉町新山局、双葉町上羽鳥局、浪江町浪江局（計13局）

機器名	型番	製造会社	台数
感雨計	NS-131	ANEOS(株)	1台/局

(2) UPZ 局

ア 気象計一式

南相馬市萱浜局（1局）

機器名	型番	製造会社	台数
風向風速計	WS-BN6H	ANEOS(株)	1台/局
感雨計	NS-131	ANEOS(株)	1台/局
温度計	TS-801C-1	ANEOS(株)	1台/局
湿度計	HS-501	ANEOS(株)	1台/局
雨量計	RS-A52	ANEOS(株)	1台/局
日射計	MS-402F	ANEOS(株)	1台/局
放射収支計	MF-11	ANEOS(株)	1台/局
記録器	DX-2020-3-4-1	横河電機(株)	1台/局

イ 風向風速計

川俣町山木屋局、飯館村伊丹沢局（計2局）

機器名	型番	製造会社	台数
風向風速計	WS-BN6H	ANEOS(株)	1台/局
感雨計	HS-100	ANEOS(株)	1台/局
記録器	DX-2000	横河電機(株)	1台/局

いわき市小川局、いわき市久之浜局、いわき市下桶売局、いわき市川前局、田村市都路馬洗戸局、南相馬市泉沢局、南相馬市横川ダム局、広野町小滝平局、檜葉町木戸ダム局、川内村下川内局、浪江町大柿ダム局、浪江町南津島局、葛尾村夏湯局（計13局）

機器名	型番	製造会社	台数
風向風速計	WS-BN6H	ANEOS(株)	1台/局
感雨計	NS-131	ANEOS(株)	1台/局

(3) 可搬型風向風速計

福島県環境創造センター環境放射線センターに保管

機器名	型番	製造会社	台数
風向風速計	YG-5103	ANEOS(株)	5台
記録器	PFAST-M8P	ANEOS(株)	5台

3 設置場所

(1) EPZ局

No.	局舎名	所在地	区域
1	広野町 二ツ沼	広野町大字下北迫字大谷地原 63-1	—
2	檜葉町 山田岡	檜葉町大字山田岡字仲丸 1-77	—
3	檜葉町 繁岡	檜葉町大字上繁岡字山神 97-36	—
4	檜葉町 松館	檜葉町大字上繁岡字中平 218-2	—
5	檜葉町 波倉	檜葉町大字波倉字前山 1-2	—
6	富岡町 上郡山	富岡町大字上郡山字滝ノ沢 426-5	—
7	富岡町 下郡山	富岡町大字下郡山字原下 155	—
8	富岡町 富岡	富岡町本町一丁目 1	—
9	富岡町 夜の森	富岡町字夜の森南一丁目 25	—
10	大熊町 大野	大熊町大字下野上字大野 595-8	—
11	大熊町 向畑	大熊町大字小入野字向畑 257	帰還困難区域
12	大熊町 南台	大熊町大字夫沢字南台 82-7	〃
13	大熊町 夫沢	大熊町大字夫沢字大 282-1	〃
14	双葉町 山田	双葉町大字山田字北田 179	〃
15	双葉町 郡山	双葉町大字郡山字塚ノ腰 93-1	〃
16	双葉町 新山	双葉町大字長塚字町東 154	—
17	双葉町 上羽鳥	双葉町大字上羽鳥字榎内 287	—
18	浪江町 浪江	浪江町大字権現堂字北深町 43-1	—
19	浪江町 幾世橋	浪江町大字北幾世橋字植ノ畑 11	—

(2) UPZ 局

No	局舎名	所在地	区域
1	いわき市 小川	いわき市小川町上小川字表 7-1	—
2	いわき市 久之浜	いわき市四倉町栗木平 62-1	—
3	いわき市 下桶売	いわき市川前町下桶売字久保田 122-3	—
4	いわき市 川前	いわき市川前町川前荷付場 1-1	—
5	田村市 都路馬洗戸	田村市都路町古道字休場 33-36	—
6	南相馬市 泉沢	南相馬市小高区泉沢字大久 195	—
7	南相馬市 横川ダム	南相馬市原町区馬場字滝 76-1	—
8	南相馬市 萱浜	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-169	—
9	広野町 小滝平	広野町大字上浅見川字土ヶ目木 1-7	—
10	檜葉町 木戸ダム	檜葉町大字上小埜字シベソフ 9	—
11	川内村 下川内	川内村大字下川内字山梨作 504-1	—
12	浪江町 大柿ダム	浪江町大字室原字十年平地内	—
13	浪江町 南津島	浪江町大字南津島字下冷田 137-1	帰還困難区域
14	葛尾村 夏湯	葛尾村大字落合字夏湯 148-2	—
15	川俣村 山木屋	川俣町山木屋小塚山 9-1	—
16	飯舘村 伊丹沢	飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580-1	—

4 業務内容

乙は本業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 定期点検

乙は対象機器に対し、別紙「気象観測装置保守点検業務報告書」に記載された項目について定期点検を行うものとする。定期点検の回数は年1回とし、その時期は令和7年2月28日までとする。

乙が定期点検に着手しようとするときは、定期点検工程表を甲に提出し承認を得るものとする。なお、やむを得ず日程変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ変更可能とする。

乙は、定期点検の結果を報告書にまとめ、甲に1部提出するものとする。

(2) オンコール点検

対象機器に異常又は故障が生じた場合、乙は甲の指示により遅滞なく技術者を派遣し、甲の指示により速やかに調査及び対処を行うものとする。作業内容が高所等の危険作業が想定される場合は、2名以上の作業班にて業務を行うこととする。

乙は、甲からの指示を24時間受け付けるものとする。

乙は、調査及び対処の結果について、速やかに携帯電話等で甲に報告するとともに、報告書を甲に1部提出するものとする。

5 主任技術者の選任

乙は、本業務にかかる技術上の管理者として主任技術者を定めるものとする。主任技術者は、本業務の内容を熟知し、本業務の履行に必要な知識及び経験を有するものとする。

6 受託者の負担限界

本業務に必要な部品、消耗品、技術料及び交通費等については乙の負担とする。ただし、不可抗力による部品の大量損耗及び一点が1万円以上の部品を交換する場合は、甲の了解を得た後、甲の負担において交換するものとする。

7 施設等の現状維持

乙は、局舎又は機器等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において速やかに原状に回復させるものとする。

8 機器の停止

本業務の実施に当たって、機器の機能を停止する必要がある場合、乙は甲の指示に従ってこれを実施し、終了後は通常の運用状態に復帰させるものとする。

また、作業を能率的に行い、機器の機能停止時間を最小限にするものとする。

9 作業時間

本業務の作業時間は、原則として甲の勤務時間である平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、帰還困難区域内における作業は平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、やむを得ずこれ以外の時間帯に作業を実施する必要がある場合、乙は事前に甲の了解を得るものとする。

10 提出書類

乙は契約締結後、次の書類を甲に提出するものとする。

(1) 委託業務着手届	契約締結後	速やかに
(2) 委託業務工程表	契約締結後	速やかに
(3) 主任技術者選任届	契約締結後	速やかに
(4) 連絡組織体制表	契約締結後	速やかに
(5) 定期点検工程表	点検着手	30日前まで
(6) 定期点検報告書(1部)	点検終了後	30日以内
(7) オンコール点検報告書(1部)	点検終了後	速やかに
(8) 委託業務完了届	業務終了後	速やかに
(9) その他		

本業務に関することで、甲が必要と認め指示する書類については、乙はこれを随時提出することとする。

11 本業務実施上の注意

作業従事者の安全管理については、放射線防護対策を含め受注者が行うものとし、安全具の装着、安全教育を行うなど、作業安全に万全を期すものとする。

乙は、帰還困難区域内での業務にあたっては、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（厚生労働省制定）」に準じてこれを実施するものとする。また、帰還困難区域内における本業務従事者に係る被ばく管理記録について、点検報告書と併せ甲に提出するものとする。

なお、この仕様書に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議を行うこととし、乙の一方的な解釈によって処理してはならないものとする。